

資料編

1. 計画の策定経過

日時	内容						
平成 30 年 (2018 年) 6 月 5 日	第 1 回宝塚市社会福祉審議会 ■議事内容 宝塚市地域福祉計画 (第 2 期) の改訂について						
平成 30 年 (2018 年) 6 月 25 日	第 1 回宝塚市地域福祉計画改訂ワーキング会議 参加者数 : 28 名 テーマ : 「地域で生きづらさを感じている人」を支える ①今まで取り組んできたこと・生きづらさを感じている人や地域の現状 (現状) ②今後の課題と感じていること・今後取り組むべきこと						
平成 30 年 (2018 年) 7 月 3 日	第 2 回宝塚市地域福祉計画改訂ワーキング会議 参加者数 : 25 名 テーマ : 共生社会と「拠点」のあり方 ①理想となる拠点 ②拠点の現状・課題 ③特徴的な課題の解決策 (特徴的な課題 3 つに対して)						
平成 30 年 (2018 年) 7 月 10 日～8 月 3 日	福祉活動者調査 (宝塚市地域福祉計画の改訂に向けた活動者アンケート調査) の実施 調査対象 : 民生委員・児童委員、自治会長、ボランティア 活動の活動者 688 人 調査方法 : 郵送や会議での配布、郵送による回収 配布・回収 : <table border="1" data-bbox="533 1400 1415 1693"> <tbody> <tr> <td>民生委員・児童委員</td> <td>配布数 : 274 件、有効回収数 128 件 有効回収率 : 45.3%</td> </tr> <tr> <td>自治会長</td> <td>配布数 : 281 件、有効回収数 146 件 有効回収率 : 52.0%</td> </tr> <tr> <td>ボランティア</td> <td>配布数 : 133 件、有効回収数 74 件 有効回収率 : 55.6%</td> </tr> </tbody> </table>	民生委員・児童委員	配布数 : 274 件、有効回収数 128 件 有効回収率 : 45.3%	自治会長	配布数 : 281 件、有効回収数 146 件 有効回収率 : 52.0%	ボランティア	配布数 : 133 件、有効回収数 74 件 有効回収率 : 55.6%
民生委員・児童委員	配布数 : 274 件、有効回収数 128 件 有効回収率 : 45.3%						
自治会長	配布数 : 281 件、有効回収数 146 件 有効回収率 : 52.0%						
ボランティア	配布数 : 133 件、有効回収数 74 件 有効回収率 : 55.6%						
平成 30 年 (2018 年) 7 月 19 日～8 月 3 日	市民調査 (宝塚市地域福祉計画改訂に関するアンケート調査) の実施 調査対象 : 宝塚市在住の 18 歳以上の市民 2,500 人 (無作為抽出) 調査方法 : 郵送による配布・回収 配布・回収 : 配布数 : 2,500 件 有効回収数 : 963 件 有効回収率 : 38.5%						

日時	内容
平成 30 年（2018 年） 7 月 30 日	第 3 回宝塚市地域福祉計画改訂ワーキング会議 参加者数：27 名 テーマ：学校－地域間連携のあり方 ①子どもが抱えている課題 ②出てきた課題の中から、乗り越えなければならない課題と、それを現実的に前に進めるには何ができるか、何をしなければならないのか
平成 30 年（2018 年） 8 月 30 日	宝塚市地域福祉計画改訂に関する専門職ヒアリング調査 参加者数：6 名 テーマ：○分野内、組織内の課題解決プロセスの現状・課題について ○分野横断的な事案への関わり方の現状・課題について ○分野横断的な事案等への対応に関する今後の方向性について
平成 30 年（2018 年） 9 月 18 日	第 1 回宝塚市社会福祉審議会小委員会 ■議事内容 宝塚市地域福祉計画（第 2 期）の改訂について
平成 30 年（2018 年） 10 月 23 日	第 2 回宝塚市社会福祉審議会小委員会 ■議事内容 （1）宝塚市地域福祉計画（第 2 期）の改訂について
平成 30 年（2018 年） 11 月 19 日	第 3 回宝塚市社会福祉審議会小委員会 ■議事内容 （1）宝塚市地域福祉計画（第 2 期）の改定について
平成 30 年（2018 年） 12 月 21 日	第 2 回宝塚市社会福祉審議会 ■議事内容 宝塚市地域福祉計画（第 2 期）の改訂について
平成 31 年（2019 年） 2 月 1 日～3 月 4 日	パブリックコメントの実施 市ホームページの健康福祉部安心ネットワーク推進室地域福祉課のページのほか、市役所 1 階市民相談課、各サービスセンター・サービスステーション、総合福祉センター、老人福祉センター（フレミラ）で公表 意見数：11 件
平成 31 年（2019 年） 3 月 20 日	第 3 回宝塚市社会福祉審議会 ■議事内容 宝塚市地域福祉計画（第 2 期）の改訂について

2. 執行機関の附属機関設置に関する条例

○執行機関の附属機関設置に関する条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、執行機関の附属機関として、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、次の機関を置く。

附属機関 の属する 執行機関	附属機関	担当事務	組織及び構成	
			委員総数	構成
市長				
	宝塚市社会 福祉審議会	市民の社会福祉につ いての調査、審議に 関する事務	10人（必要 に応じ臨時 委員若干名 を置く。）	民生委員 2人 福祉団体の関係者 1人 知識経験者 2人 市内の公共的団体等の代表者 2人 公募による市民 2人 関係行政機関の職員 1人

(委任)

第2条 附属機関の運営について必要な事項は、当該執行機関が定める。

3. 宝塚市社会福祉審議会規則

○宝塚市社会福祉審議会規則

昭和46年6月25日

規則第21号

注 昭和58年10月1日規則第40号から条文注記入る。

改正 昭和58年10月1日規則第40号

平成2年3月31日規則第16号

平成6年3月31日規則第10号

平成8年3月29日規則第17号

平成12年3月31日規則第42号

平成13年9月4日規則第47号

平成15年3月19日規則第6号

平成20年3月31日規則第14号

平成24年3月30日規則第8号

平成27年3月31日規則第30号

(趣旨)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関設置に関する条例（昭和41年条例第1号。以下「条例」という。）第2条の規定に基づき、宝塚市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、市民の社会福祉について調査、審議し、答申するものとする。

(委員)

第3条 審議会の委員は、条例第1条に規定する者のうちから市長が委嘱する。

2 委員が欠けたときは、市長は、その都度補欠委員を委嘱しなければならない。

(平15規則6・一部改正)

(任期)

第4条 委員の任期は、次の各号に掲げる委員の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 民生委員及び関係行政機関の職員のうちから委嘱された委員 その職に在職する期間

(2) 福祉団体の関係者、知識経験者、市内の公共的団体等の代表者及び公募による市民のうちから委嘱された委員 2年

2 委員は、再任されることができる。

(平15規則6・平24規則8・一部改正)

(臨時委員)

第5条 臨時委員は、特別の事項を調査、審議させるため必要があるときに、市長が当該特別事項を明示して委嘱し、又は任命する。

2 臨時委員は、当該特別事項に関する調査、審議が終了したときに、その身分を失う。

(平15規則6・一部改正)

(会長)

第6条 審議会に会長を置き、会長は、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(議事)

第7条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員（議事に関係のある臨時委員を含む。以下本条において同じ。）の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見又は説明の聴取)

第8条 審議会は、審議会又は次条の規定に基づいて設置した小委員会の所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(平13規則47・追加、平27規則30・一部改正)

(小委員会)

第9条 会長は、必要があると認めるときは、審議会に小委員会を置くことができる。

2 小委員会は、会長が指名する委員又は臨時委員で組織する。

(平13規則47・追加)

(幹事)

第10条 審議会に、その事務処理の推進を図るため幹事若干名を置く。

2 幹事は、会長の命を受け会務を処理する。

3 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。

(平13規則47・旧第8条繰下)

(庶務)

第11条 審議会の庶務は、高齢福祉課で行う。

(昭58規則40・平2規則16・平6規則10・平8規則17・平12規則42・一部改正、
平13規則47・旧第9条繰下、平20規則14・平27規則30・一部改正)

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(平13規則47・旧第10条繰下)

附 則

この規則は、昭和46年7月1日から施行する。

附 則 (昭和58年規則第40号)

この規則は、昭和58年10月1日から施行する。

附 則 (平成2年規則第16号)

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年規則第10号)

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成8年規則第17号)

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年規則第42号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成13年規則第47号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成15年規則第6号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年規則第14号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年規則第8号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年規則第30号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

4. 宝塚市社会福祉審議会委員名簿

委員	小委員会 メンバー	区分	氏名	所属
委員	○	知識経験者	藤井 博志	関西学院大学 人間福祉学部 社会福祉学科 教授
委員	○	福祉団体の関係者	稲野 廣	宝塚市社会福祉協議会 理事長
委員	○	民生委員	加藤 優子	宝塚市民生委員・児童委員連合会
委員	○	市内の公共的団体等の代表者	中村 一雄	宝塚市自治会連合会 会長
委員	○	市内の公共的団体等の代表者	坂上 正司	宝塚市身体障害者福祉団体連合会 理事
臨時委員	○	知識経験者	南 友二郎	桃山学院大学 社会学部 社会福祉学科 講師
臨時委員	○	市内の公共的団体等の代表者	村山 眞子	宝塚市老人クラブ連合会 会長
臨時委員	○	市内の公共的団体等の代表者	加藤 富三	コミュニティすえなり 会長
臨時委員	○	福祉団体の関係者	山田 慎治	社会福祉法人 サン福祉会 わかばのもり保育園 理事長
委員		知識経験者	松岡 克尚	関西学院大学 人間福祉学部 人間福祉研究科 教授
委員		民生委員	福住 美壽	宝塚市民生委員・児童委員連合会 会長
委員		公募による市民	大山 理絵	
委員		公募による市民	土井 理美	
委員		関係行政機関の職員	野原 秀晃	兵庫県宝塚健康福祉事務所長

宝塚市地域福祉計画（第2期 改訂版）

平成31年（2019年）3月

発行 宝塚市健康福祉部安心ネットワーク推進室地域福祉課

〒665-8665 宝塚市東洋町1番1号

電話：0797-77-0653 ファクス：0797-71-1355